

3月29日～30日の2号試験に申込み、受験料を支払った企業、受験者の皆様で、2024年度第1回特定技能2号試験にも申込み、受験料を支払う場合の受験料の扱いについて

2024年5月～6月実施予定の2024年度第1回特定技能2号試験(以下「2024年度第1回2号試験」)の試験申込・受験料支払い期限(4月2日)が、2024年3月29日～30日実施の特定技能2号試験(以下「3月実施2号試験」)の合格発表(4月中旬)の前となってしまい、申し訳ありません。

スケジュールの都合により、そのような期限設定となっています。

3月実施2号試験に申込み・受験料を支払った受験者(企業支払い分も含む)が、2024年度第1回2号試験)に申込み、受験料を支払った場合で、3月実施2号試験に合格し、2024年度第1回2号試験を受験しない場合は、2024年度第1回2号試験の受験料を所定の手続きにより全額返金いたします。企業払い、受験生払い、いずれも対応します。返金方法は、3月実施2号試験の合格発表後に個別にご案内いたします。

なお、今回ご案内した事由以外で、2024年度第1回2号試験を受験しなくなった場合は、支払われた受験料の返金はありませんので、ご注意ください。